

横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録要綱

制 定 令和元年12月27日
最近改正 令和6年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等発生時に必要となる薬品を横浜市水道局（以下「局」という。）に供給することに関し協力することができる事業者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成8年4月1日制定）第9条に規定する一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者及び商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書中の本店が横浜市内に所在する者のうち、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたものをいう。

(台帳への登録)

第3条 管理者は、災害等発生時の薬品供給に関し局に協力することができる事業者を登録するため、横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録台帳（以下「台帳」という。）を作成するものとする。

2 薬品供給に協力を希望する事業者は、横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録申出書（第1号様式）により、管理者に次に掲げる事項のうち、協力可能な事項を限定して申し出るものとする。

- (1) 西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場及び青山水源事務所における薬品供給に関する事項
- (2) 事業者の事業所等における薬品供給に関する事項
- (3) 横浜市以外の都市の災害発生時における当該都市での薬品供給に関する事項
- (4) その他協力可能事項

3 管理者は、前項の規定による申出をした事業者が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、台帳に登録するとともに、当該申出をした事業者にその旨を通知するものとする。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録申出を受理することが適当でないと管理者が判断する事業者

4 前項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録を受けた事項について変更が生じたときは、横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録変更申出書（第2号様式）により、遅滞なく管理者に申し出なければならない。

(登録期間)

第4条 登録事業者として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、前条第3項に規定する登録の通知日から、当該通知日現在有効な有資格者名簿の有効期間の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業者から登録の抹消の申出がなく、かつ、新しい有資格者名簿に当該登録事業者が登録された場合（登録事業者が有資格者名簿に登載されている場合に限る。）は、登録期間をさらに新しい有資格者名簿の有効期間の末日まで延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

第5条 管理者は、登録事業者が横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録抹消申出書（第3号様式）により登録の抹消を申し出たとき、第3条第3項第1号又は第2号に該当したとき、その他本要綱による協力が困難であると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(協力の実施)

第6条 登録事業者は、災害等発生時において管理者からの要請に基づき、第3条第2項の規定に基づき申出をした事項につき、自己の都合の範囲内で最大限の協力をするものとする。

(費用の負担)

第7条 前条の規定により登録事業者が行う協力活動に要する費用は、原則として局が負担するものとし、その額は局と登録事業者との協議により定めるものとする。

(災害補償)

第8条 登録事業者は、協力活動に従事している従業員等が当該協力活動に起因して負傷したことを知ったときは、事故発生報告書（第4号様式）により、速やかに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告があったときは、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月条例第60号）に基づき、これを補償するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は、浄水部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録抹消申出書

横浜市水道事業管理者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録要綱第5条に基づき登録事項の抹消を申し出ます。

事故発生報告書

横浜市水道事業管理者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

横浜市水道局緊急時薬品供給協力事業者登録要綱第8条第1項に基づき、事故の発生状況を次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
負傷者名等	氏 名	フリガナ	生年月日
			年 月 日 (満 歳)
	住 所		
	電話番号		
事故発生状況			
治療病院等	病院	所在地	治療費 円
		名称	
	薬局	所在地	薬剤費 円
		名称	
通院・入院状況	初 診	年 月 日	
	その後の 状況		
傷病名			